

障発0318第1号

平成23年3月18日

各

都道府県知事
指定都市市長
中核市市長

殿

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長



特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき、同条第1項の措置の対象となる特定権利利益、当該措置の対象者及び延長後の満了日を指定する件等について

「平成23年東北地方太平洋沖地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成23年政令第19号）」が、別添1のとおり、平成23年3月13日付けで公布され、同日から施行されたことにより、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）」（以下「法」という。）（別添2参照）の規定の一部が、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害に適用されることとなった。

具体的には、法第2条第1項の特定非常災害に平成23年東北地方太平洋沖地震による災害が指定され、その被災者等について、行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長や、法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除等の措置が行われるものである。

これを受けて、「特例非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律第3条第2項の規定に基づき同条第1項の特定権利利益に係る期間の延長に関し当該延長後の満了日を平成23年8月31日とする措置を

指定する件（平成23年厚生労働省告示第56号）」（以下「告示」という。）が、別添3のとおり、平成23年3月17日付けで公布され、同日から適用された。

この告示は、平成23年東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下「特定被災区域」という。）内において、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第19条第1項の規定に基づく介護給付費等の支給決定等について、有効期間等を延長し、その満了日を平成23年8月31日とするものである。

これらに伴う障害者保健福祉に関する法令の運用における留意点等は下記のとおりであるので、御了知の上、適切な対応方御配慮願いたい。

記

第1 行政上の権利利益の回復又は保全のための期間の満了日の延長について

1 告示により有効期間等の満了日を延長した許可等のうち、障害者保健福祉に関する法令の規定に基づくものは、次のとおりである。

（1）児童福祉法（昭和22年法律第164号）

障害児施設給付費の支給（第24条の2第1項）

（2）精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）

精神障害者保健福祉手帳の交付（第45条第2項）

（3）障害者自立支援法

①介護給付費等の支給決定（第19条第1項）

②自立支援医療費の支給認定（第52条第1項）

2 告示により指定された措置のほか、法第3条第1項に規定する行政庁又は行政機関は、平成23年東北地方太平洋沖地震による災害の被害者であって、

理由を記した書面によりその特定権利利益（法第3条第1項参照）に係る満了日の延長の申出を行ったものについて、平成23年8月31日までの期日を指定してその満了日を延長することができる（法第3条第3項）。

第2 法令上の義務が期限内に履行されなかった場合の責任の免除について

- 1 法令に基づき平成23年3月11日から平成23年6月29日までの間に履行期限が到来する義務が平成23年東北地方太平洋沖地震により履行されなかった場合において、当該義務が平成23年6月30日までに履行されたときには、当該義務が履行されなかったことについて、行政上及び刑事上の責任（過料に係るものを含む。）は問われない（法第4条第2項）。
- 2 障害保健福祉に関する法令に基づく届出等のうち、法第4条第2項の規定の適用を受ける届出等については、特別児童扶養手当等の受給権者等の死亡の届出（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）第35条第2項）等が想定される。